恥辱の再発見

- 敷居の低い支援の拡充をめざして -

柏木 恭典

Rediscovery of shame — Aspire for the expansion of the low-threshold offer —

Yasunori KASHIWAGI

Abstract

This paper attempt to describe the rediscovery of shame of women in need based on the thought of Christine Swientek. Her book, "rediscovery of shame", is the most important work that explains firstly about Babyklappe (babyhatch, babybox) and anonymous support in German. Firstly, I describe the history of anonymous support in Germany and all over the world. Secondly, I try to analyze the thought of Christine Swientek who criticize Babyklappe and anonymous birth. And finally, I suggest that it is the most important thing for women in need that we have to aspire for the expansion of the low-threshold offer.

Key-words

Babyklappe, C.Swientek, rediscovery of shame, the low-threshold offer, middle support.

はじめに

本稿は、匿名出産と赤ちゃんポスト、そしてこの双方 に潜む問題点を克服するオルタナティブを求める議論の 中で考案された内密出産の背景を踏まえた上で、これら の支援を必要とする緊急下の女性 (Frauen in Not) の 「恥 辱」の議論に焦点を当てて、それに基づく「敷居の低い 支援の拡充」の可能性について論じていく。第一に、こ れまでの匿名での母子支援の流れを踏まえ、どのように してこの支援が発展し、広まってきたのかを概観する。 第二に、ドイツでの赤ちゃんポストの是非をめぐる議論 を大きく揺り動かすこととなったクリスティーネ・シュ ヴィンテク(Christine Swientek)の「恥辱の再発見」を 記述し、彼女がなぜ、どのようにして赤ちゃんポストを 批判したのかを示す。長年、特別養子縁組の理論と実践 を追ってきたシュヴィンテクにとって、赤ちゃんポスト は、これまで彼女らが積み上げてきた成果-非合法の子 どもを無くすること-を否定するものとして、とても受 け入れられるものではなかった。この点について論じた 後、最後に「敷居の低い支援の拡充」という観点から、 これら一連の匿名での母子支援の可能性について論じる ことにしたい。

1. 匿名での母子支援の歩み

まず初めに、匿名での母子支援の歴史的変遷について 論じていくことにする。この分析を通じて、母子への匿 名での支援がそれほど新しい現象ではないものの、今な お未完のプロジェクトであることが示されるだろう。

望まない妊娠や予期せぬ妊娠に悩む妊婦、また人工妊娠中絶可能期間を超えてその可能性が断たれた緊急下の状況に立つ妊婦のために、まず考えられたのが、「匿名出産」だった。1941年にフランスで「匿名出産」が合法化され、それが実施されるようになった。その後、1976年には、ルクセンブルクにおいても匿名出産が合法化された。

他方、ドイツでは、1992年に「妊娠葛藤の回避及び克服のための法律(Gesetz zur Vermeidung und Bewältigung von Schwangerschaftskonflikten)」が制定され、妊娠葛藤相談への道を切り拓いた。その後、ドイツでは妊娠葛藤相談所が全国的に設立され、独自に発展していった。

だが、1998年、ローマ教皇の呼びかけにより、ドイツ・カトリックの相談員たちは「妊娠葛藤相談からの撤退」を余儀なくされ、別の道を模索することになる。同年、ベルリンのシスター・モニカ(Schwester Monika)らにより「子どもの家ひまわり」が設置され、妊娠葛藤相談に代わる新たな匿名での母子支援の実施が目指されることになった。翌1999年、アンベルクのカトリック女性福祉協会(Sozialdienst katholischer Frauen)代表のマリア・ガイス=ヴィットマン(Maria Geiss=Wittman)がドイツで初となる「匿名出産」の実施を表明し、フランスやルクセンブルクに続き、匿名出産の可能性が拓かれた。同年12月には、後に赤ちゃんポストを設置することになるシュテルニパルク(SterniPark)が「捨て子プロジェクト」を立ち上げ、緊急下の妊婦のための24時間の無料匿名電話相談サービスを開始した。

2000年4月に、シュテルニパルクはゲーテ通り幼稚園の片隅に赤ちゃんポストを設置する。次いで、同年8月に、リューベックのアガペーの家のガルベ・フレーデリケ(Garbe Friederike)が二番目となる赤ちゃんポストを設置する。同年12月には、ドイツ国内初となる匿名出産がシュテルニパルクによって実施される。

2001年1月には、ガイス=ヴィットマンを中心に、カトリック女性福祉協会から独立した相談員らによって、「ドーヌム・ヴィテ(Donum Vitae)が創設され、全国

に妊娠葛藤相談所を設置し始める。これまで続けてきた 妊娠葛藤相談と、新たに実施されることになった匿名出 産及び赤ちゃんポストが同時並行的に行われることにな る。シュテルニパルクによれば、この頃はまだ「赤ちゃ んポストへの批判」はほぼなかったとのことである」。だ が、同年、シュヴィンテクが上述した『恥辱の再発見』 を上梓し、赤ちゃんポストへの批判を展開する。このシュ ヴィンテクの批判は、後に赤ちゃんポスト批判の根拠と されることになる。

表立った赤ちゃんポストへの批判は、専ら2005年以降に展開される。シュテルニパルクの見解に基づけば、主にドイツ国内の「フェミニスト運動家」や「人権保護団体」によって赤ちゃんポストが批判され始めたということであった。主に「人工妊娠中絶の権利の主張」及び「出自を知る権利の主張」が訴えられ、赤ちゃんポストの正当性を疑う声が出始めた。その後、2009年にドイツ倫理評議会が報告書を作成し、一法的拘束力はないが一倫理的な観点から赤ちゃんポストの閉鎖を推奨し、2012年にはドイツ青少年研究所がその実態の報告を行った。

この批判の最中、2007年に日本の熊本で、そして2009年に韓国のソウルで赤ちゃんポストが設置されることになる。中国においても、一時的に赤ちゃんポストが多数設置されたが、後に閉鎖されたと言われている(Busch 他 2017:41)。

この一連の歩みの帰結としてドイツで実を結んだのが、2014年の「妊娠支援の拡充と内密出産の規定のための法律(以下、「内密出産法」)」であった。

以上の事柄を、以下の表にまとめることにする。

年	主な出来事
1941年	フランスで「匿名出産」が合法(Vichy-Regimes:1941 ~)。出産後1年以内であれば出産の「匿名化」 も可(2002年に廃止)
1976年	ルクセンブルクで「匿名出産」が合法(Code Civil:1976.5.16)
1992年	ドイツで「妊娠葛藤の回避及び克服のための法(SchKG)」制定、施行
1998年	1月11日 ローマ教皇がカトリック系相談員へ「妊娠葛藤相談」からの撤退を要請 ドイツ・ベルリン 「子どもの家ひまわり」設立
1999年	「子どもの家ひまわり」が匿名での母子の受け入れ開始 →<匿名支援の始まり> カトリック女性福祉協会アンベルクで「匿名出産」の実施を表明 シュテルニパルクが24時間の無料匿名電話相談を開始(Findelbaby Projekt)

2000年	4月SterniPark「Babyklappe」をゲーテ通り幼稚園に設置。雑誌「BILD」の記事で話題になる 8月「アガペーの家」(ドイツ・リューベック)、二つ目の赤ちゃんポストを設置 12月シュテルニパルク、ドイツ国内初の「匿名出産」を実施
2001年	1月1日、民間支援組織「Donum Vitae」創設 *妊娠葛藤相談所を主に運営(SkFから独立) クリスティーネ・シュヴィンテク『恥辱の再発見―赤ちゃんポストと匿名出産』
2005年	ドイツのフェミニスト運動家や人権保護団体が赤ちゃんポストを批判するようになる。「人工妊娠中 絶の権利」「出自を知る権利」を主張
2007年	日本・熊本慈恵病院「こうのとりのゆりかご」運用開始
2009年	韓国・ソウルの大韓イエス教長老会・主サラン共同体教会「베이비박스(Babybox)を設置 ドイツ「ドイツ倫理評議会」が赤ちゃんポスト閉鎖を推奨。(法的拘束力なし)
2012年	ドイツ「ドイツ青少年研究所」:「ドイツにおける匿名出産と赤ちゃんポスト」報告書(Studie des Deutschen Jugendinstituts aus dem Jahr 2012)
2013年	9月「内密出産法(SchwHiAusbauG)」、連邦議会で可決
2014年	5月「内密出産法」の施行 →ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省がHPを作成 11月シュテルニパルクの赤ちゃんポストに死産した赤ちゃんが預け入れられる
2017年	日本「こうのとりのゆりかご」開設10周年を迎える。 ドイツ政府が「評価報告書」を公表→「内密出産法は受け入れられている」 →2013年からの2年半で、16000件を超える相談があり、346人の女性が「内密出産」を実施。ただし、 赤ちゃんポストの是非については触れず。「赤ちゃんポストの議論は静まった」 12月に、熊本慈恵病院が「内密出産」実施の検討を公表する

表1. 匿名での母子支援の歩み

本稿において注目したいのは、2001年の『恥辱の再発見一赤ちゃんポストと匿名出産(Die Wiederentdeckung der Schande – Babyklappen und anonyme Geburt)』というシュヴィンテクの著書である。この書は、ドイツにおいてーすなわち世界において – 初めて赤ちゃんポストについて論じた一冊であり、その後の赤ちゃんポスト論の基底に置かれる文献となった。と同時に、赤ちゃんポストへの第一の批判書として、その後の議論に多大な影響を与えている。

だが、本稿において問題とすべきは、この書のタイトルにもなっている「恥辱の再発見」という言葉である。いったい彼女は、どのような意味でこの言葉を使用しているのか。また、それはいかなる文脈で語られているのか。そして、それは、匿名での母子支援においていかなる意味をもち得るものなのだろうか。

2. シュヴィンテクの「恥辱の再発見」

上述したように、ドイツ国内においていち早く赤ちゃんポストについて批判的に論じたのが、シュヴィンテク

であった。彼女の『恥辱の再発見』は、赤ちゃんポスト論の先駆的研究であり、その後の赤ちゃんポスト論に大きな影響を与える一冊となった。赤ちゃんポストについて論じた文献はドイツ語圏において多数出版されているが、どの文献においてもシュヴィンテクの名は挙げられており、どれも彼女の2001年の論を出発点として論じている、という意味で、彼女の見解を無視することはできない(Kuhn 2005. Biersack 2008.)。

シュヴィンテクは、自身の書のタイトルと同一の「恥辱の再発見」という章の冒頭で、ペスタロッチが1783年に執筆した『立法と嬰児殺し』の一文を引用している。すなわち、「自分の子を殺すとき、少女はいったい国家に対して何をしたというのだろうか。…国家との関係のうちで少女がすることは、国家が少女に子どもがいないことを望むがゆえに、子どもがいない状態を保とうとすることに他ならないし、少女に子どもがいるということが国家を脅かすのである」、という一文である(Swientek 2001:109)。

この一文は、望まない妊娠とそれによる嬰児殺しとい

う最も小さな出来事と国家という最も大きな存在者の見えざる連関を示している。「国家」という箇所を、「家族」「世間」「地域」等に置き換えれば、今日の社会を生きるわれわれも十分理解可能な一文となるだろう。すなわち、「家族との関係のうちで少女がすることは、家族が少女に子どもがいないことを望むがゆえに、子どもがいない状態を保とうとすることに他ならないし、少女に子どもがいるということが家族を脅かすのである」、と。当然ながら、家族は地域に属し、また地域は国家に属する。とすれば、子を殺す少女は、誰の意志によって、殺害へと導かれたのだろうか。

シュヴィンテクは、望まない妊娠に悩み、誰にもその ことを打ち明けられずに一人で苦しみ、生まれたばかり の赤ちゃんを殺害しようとする女性へのまなざしをペス タロッチから学んでいた。ペスタロッチは前掲書の中で、 既に恥辱についても述べている。「人間の胸の本質の中 には、一般にみだらな恥ずべき行動に対して非難される 危険を厭う気持ちが深く刻みこまれていることを私は 知っている、侮辱と軽蔑との外的な表示に対するこの嫌 悪は、男性においてよりも女性において、より大きいこ とは明らかだ」。ここでいう「みだらな恥ずべき行動に 対して非難される危険を厭う気持ち」は、今日の緊急下 の女性においても確認され得る心情であり、それゆえに、 この「非難される危険」を回避する「匿名性」がこの一 連の支援において重視されるのである。しかも、その厭 う気持ち、すなわち「嫌悪」は、男性より女性の方が顕 著だとまでペスタロッチは言い切っている。この指摘が 今日なお妥当かどうかを問う余地はあるが、いずれにし ても、妊婦側の恥辱とその外部の嫌悪が差し迫って交錯 するところに、この問題の本質があると考えてよいだろ う。

かくして、ペスタロッチが「発見」した少女たちの妊娠をめぐる恥辱を「再発見」するというシュヴィンテクの展望は、その後の学術的・社会的影響を考えると、極めて時代に即したものだったとも言えよう。

だが、シュヴィンテクは、単に妊娠した女性の恥辱だけを問題にしていたわけではない。「恥辱の再発見ー親の救済としての匿名性(Die Wiederentdeckung der

Schande – Anonymität als Ehrenrettung)」という章の中で、この問題を更に発展させ、赤ちゃんポストに潜むもう一つの「恥辱」について明らかにしようとしている。以下、彼女の思索に沿いながら、彼女の言う – 二重の意味での – 「恥辱」について論じていく。

彼女は、まず「母親ないしは両親が自分の子を自らで養育しない理由」として、以下の四つのカテゴリーを提示する。すなわち、物理的理由、社会的理由、心理的理由、子に対する無関心である(Swientek 2001:109)。

第一の経済的理由は、「自身の子を授かることによる 社会的立場の悪化」、「住居の問題」、「切迫する財政危機」 である。

第二の社会的理由は、「パートナー問題」、「別居」、「離婚」、「父親の無関心あるいは失踪」、「子どもを認知しない・養育費を払わないという脅し」、「父親不明」である。 第三の心理的理由は、「不安定さ」、「親の役目を果たせないという不安、よい母親になれないという不安」、「ひとり親で子を育てることへの不安」である。

第四の子に対する無関心は、「これからのライフプラン (新しいパートナー、キャリア (職業的キャリア)、 学業及び就業の終了等)」である。

シュヴィンテクは、この四つは「既に周知のこと」と 見なしており、2001年の時点で、ドイツにおける女性が 妊娠によって悩み苦しんでいる状況を明確に看取してい る。故に、この四つの点は、「どれも、相談支援におい て重視され、しっかりと取り扱われるべき事柄である」 と述べており、また、「子どもを譲り渡そうとする動因 についても、時間をかけて詳細に調べ上げられねばなら ない」、とも言っている(ibid.)。例えば、「出産前か、出 産後か、子どもがまだ母親の下にいる間か、あるいは場 合によっては、すでに養子縁組を前提にした里親の下に 送られているか」などについては、詳細に調べ上げる必 要がある、という (ibid.)。シュヴィンテクは、赤ちゃん ポスト創設以前から長期にわたりドイツの里親・養子縁 組の理論及び実践に深く関わってきた研究者であり、彼 女がそうした立場から赤ちゃんポストを捉えている点に ついては留意したい。ゆえに、彼女は、「あらゆる努力 にも関わらず、様々な困難が早急に克服できなかったり、

両親が子どもの養育を望まなかったりして、問題が解決しない時、あらゆるケースにおいて、養子縁組という選択肢がある」、と述べるのだろう(ibid.)。シュヴィンテクは、赤ちゃんポストに対しては懐疑的ではあるが、養子縁組に対しては明らかに肯定的である。というのも、単に子どもにとってだけでなく、母親にとっても有意義であると彼女が考えるからである。「子どものいない人生にはなるが、負担は軽減されるし、最終的でもある。だが、また半分開かれた養子縁組もあり、ここでは、両親と子どもの間の扉はいつでも開かれた状態となっている」(ibid.)。ここでいう「半分開かれた養子縁組」とは、養子縁組を行った実父母も、実名を養父母に伝え、縁組成立後も実母と子どもとの関わりを継続する養子縁組のことである。

それゆえ、シュヴィンテクは、子に対する「責任」を 度外視する赤ちゃんポストについては同意できないので ある。「親が妊娠と出産によって授かる子どもに果たす 責任を、赤ちゃんポストに委ねたり、病院に置き去った りすることなどできない」と述べ(ibid.)、責任という観 点から赤ちゃんポストを批判するのである。すなわち、 「子との共同生活が不可能であるなら、名前や出自、双 方の家族の家系図上の地位、また本人が望む場合に、後 にコンタクトを取り得る可能性を残すことがその責任と なる」、ということである(ibid.)。上述したように、「出 自を知る権利」という観点からの批判も、この彼女の「責 任」をめぐる論争に端を発しているのである – この批判 を受けて考案されたのが、後に法制化される「内密出産」 である – 。

こうしたことを踏まえ、シュヴィンテクは、次のような問いを立てる。すなわち、「自分で自ら養育しようとしない・養育できないゆえに、また、他人の方がよりよく養育できるがゆえに、子を預け入れてもよいのか、あるいは、誰も何も分からないことがあってよいのか(Geht es darum, das Kind abzugeben, weil man es selber nicht versorgen will oder kann und weil andere es besser können oder geht es darum, daß niemand etwas merkt?」という問いである(ibid.: 110)。この一文は、「問題であるか(geht es darum)」という疑問文であり、「子ども

を預け入れることは問題か否か」と問うている。そして、その預け入れの理由として、「自分自身で養育しようと欲しないゆえに」、「自分自身で養育することができないゆえに」、そして「他者の方がよりよく養育することができるがゆえに」という三つを挙げている。次いで、同様に「問題か否か」という疑問文で、「誰もが何も知らないことは問題か否か」と問うている。

この問いに対しては、おそらく肯定的な答えも否定的な答えもあり得るだろう。赤ちゃんポストを創設し、その普及に努めたシュテルニパルクであれば、「殺害を回避できるのであれば、自ら養育できないがゆえに子を預け入れてもよい」となるだろうし、逆に赤ちゃんポストに対して批判的な人は、「自分で養育せず、他人の方がよりよく養育できるという理由で子を預け入れることは問題である」という結論を下すだろう。この問いは、子の養育をめぐる責任への問いであり、ここから赤ちゃんポスト批判が出発している点は決して無視できない。

だが、シュヴィンテクは、子の養育の責任問題を追及するだけでなく、赤ちゃんポストの創設をもって、ある別の観点がそこに加わった点を、少し謎めいた仕方で指摘するのである。

赤ちゃんポストの議論と共に、ある新しくて古い概念がこの問題に導入された-母親たちによってではなく、もろもろの解釈が可能で、もしかしたら投影しているだけかもしれないようなもろもろの憶測を試みる「支援者たち(Rettern)」によって-。その概念は、未だに名づけられておらず、またそれを口にすることも政治的に正しくないようなものかもしれない。だが、この概念は、目に見えない糸のように、あらゆる議論の中で含み込まれており、また、匿名性のあらゆる合法化(Legalisierungen)と共に考えられている概念である。すなわち、「恥辱(Schande)」という概念である(ibid.)。

このように、赤ちゃんポストの創設及びその議論の中で新たに呼び起された「恥辱」という古い概念が導入されたことを指摘しているのである。ここで問題となるの

は、「もろもろの解釈が可能で、もしかしたら投影しているだけかもしれないようなもろもろの憶測を試みる支援者たち」とは誰か、ということである。シュヴィンテクは、恥辱という概念の導入の原因を、当の女性たちにではなく、その支援者たちに看取している。すなわち、恥辱ゆえに緊急下の女性たちは赤ちゃんポストを利用するという言説それ自体が、支援者たちによって見立てられたのではないか、と問うのである。そして、この支援者たちによって導入された恥辱の概念は、匿名性の概念同様、赤ちゃんポストのあらゆる議論において確認され得ることも指摘しているのである。とするならば、恥辱は、匿名性と並んで、赤ちゃんポスト論の中核に位置づくものであり、匿名性と同じようにその是非が問われねばならなくなる。

シュヴィンテクは、「『その子』について誰も何も知ら ないということが問題となる時、養子縁組もまたより不 確かなものとなる」と言う (ibid.)。というのも、養子縁 組においては、もろもろの手がかり(Spuren)が残され ることになるが、赤ちゃんポストによる預け入れにおい ては、その手がかりを残すことが不可能となるからであ る。「養子縁組は、対話を導き、筆跡の交換を導き、自 らの文書の覚書を導く。つまり、文書化される。養子 縁組は、合法であり、社会的にあとづけることが可能 (nachvollziehbar) である。養子縁組はいつでも証明可 能である。つまり、証明書があるのだ!」(ibid.)。だが、 赤ちゃんポストの場合、こうしたもろもろの手続きが不 可能となり、証明書を作成することも困難となる。実父 母との対話も不可能となり、筆跡の交換も不可能となり、 文書化の道も断たれる。そして文書化されないがゆえに、 社会的な理解も得られず、何らかの証明を示すことも不 可能となる。ゆえに、長年にわたって養子縁組や離婚時 における父親の身元証明や養育費支払い義務の研究を 行ってきたシュヴィンテクにとって、赤ちゃんポストの 創設は、信頼を勝ち得てきた養子縁組制度そのものを再 び危うくさせる可能性があるがゆえに、とても耐えられ 得るものではなかった。否、シュヴィンテクだけでなく、 養子縁組の普及に貢献してきた実践者及び研究者にとっ て、2000年に突如出現した赤ちゃんポストは、あらゆる

手がかりや後付けを放棄するがゆえに、容認できるものではなかったと考えられよう。

こうしたことから、シュヴィンテクは、「子のことを 誰にも知られたくないから、又は子が恥辱だからという 理由で女性たちが自分の子を遺棄したり殺害したりする ことを手放しで認めることで、かくいう単なる推測から 再び恥辱があらゆるものの広範な基盤に取り込まれるの である」、と警告するのである (ibid.: 111)。 つまり、恥 辱という概念を安易に憶測で取り込むことで、これまで 議論し、積み上げてきたものが台無しになってしまう、 と懸念するのである。ゆえに、シュヴィンテクのいう「恥 辱の再発見」は決して肯定的なものではない。彼女は、「法 律上の女性の"名誉回復"を規定してから150年以上経っ た後に、極めて近代的な葛藤解決的なこの一赤ちゃんポ ストのような-形式の背後に、いったいどのような社会 的立場や先入観や臆見が潜んでいるのだろうかし、「いっ たいいかなる幻想が再びウィルスをまき散らしている のだろうかし、「いかなる未婚の母親の視点が頭の中をさ まようのであろうか」、また「この望まない/予期しな い/未婚の妊娠に関する一連の議論と共に、いったいい かなる幻想や不安が、(若い)女性たちにおいて(新た に) 再び生み出されているのだろうか」と問うのである (ibid.)

彼女が「幻想」と見なす恥辱は、以下のようなものである(ibid: 112)。

- ●避妊(Verhütung)しなかったことへの恥(避妊は 今なお大勢の女性の問題である)
- ●妊婦になったことへの恥
- ●夫婦ではない相手との間の子どもを妊娠してしまったことへの恥
- ●中絶可能な期間を過ぎてしまった自分の愚かさ(バカさ)への恥(注:ドイツは11週まで)
- ●子どもと二人きりになってしまう不安、自分の子を 殺害/遺棄してしまうのではないかという不安
- ●夫(Ehemann)と子の父親(Kindesvater(!))、親または子の父ではない友人に明らかになってしまうことへの恥

●21世紀以降、狭義の道徳的な基準を超えたところで 子どもを授かったことへの恥

こうしたもろもろの恥を挙げた後、彼女は、「恥も恥辱も、経済的・社会的・心理的諸問題とは異なり、従来の青少年-社会福祉的支援によって取り除くことができない」(ibid.)、と語る。上述した彼女の四分類にはない新たな「自分の子を自らで養育しない理由」に直面したシュヴィンテクは、この恥及び恥辱そのものに対し、これまでの「青少年支援(社会的養護)」や「社会福祉的支援」では対応できないことを認めた上で、「厳格な秘密保持(strikte Geheimhaltung)」の必要性を看取している(ibid.)。

こうしたことを踏まえ、シュヴィンテクは、150年前、19世紀半ばに問題となった児童遺棄や児童殺害が再び赤ちゃんポストと匿名出産の出現と共に「再発見」されたことを指摘する。「今日、私たちは時計の針を150年戻したのだ」、と彼女は述べている(ibid.)。とはいえ、彼女にとっては、「中世への逆戻り」や「17~18世紀のターンテーブル」だけが問題なのではなく、むしろ、赤ちゃんポストを通じて「非合法的な子を迎えてしまった恥辱を(再び!)承認すること」こそ、真の問題なのである(ibid.: 113)。つまり、シュヴィンテクにおいては、「非合法の子どもを有すること」それ自体が恥辱の根本的な問題となっていたのである。

かくして、シュヴィンテクが見出した「恥辱」は、両義的なものとして理解すべきだろう。ここで、主に妊娠葛藤相談に携わってきたドイツ全カトリック女性福祉協会会長アンケ・クラウス(Anke Kraus)の発言を振り返っておこう。彼女は、内密出産の必要性について語る中、次のような見解を提示している。

女性たちは、依然として自分たちが葛藤状況に陥ると考えている。つまり、妊娠や出産を秘密にしなければならないと感じている。そして、子を一人で出産し、匿名で子どもが生き延びられるような仕方で遺棄しなければならないとも感じている。社会的な周囲の人間関係や家族の報復圧力(Repressalien)への不安、職

業的な不利、生存上の脅威への不安等を抱くがゆえに、 女性たちにとっては匿名での預け入れこそが打開策に 感じるのである。内気さ、恥ずかしさ、無知、あるい は、行政機関の手続きに巻き込まれてしまう不安から、 当事者の女性たちは誰にも自分のことを打ち明けよう としない。²

この一文の中に、二種の「不安」が指摘されている。 すなわち、「社会的な周囲の人間関係や家族の報復圧力への不安、職業的な不利、生存上の脅威への不安」、そして「内気さ、恥ずかしさ、無知、あるいは、行政機関の手続きに巻き込まれてしまう不安」である。前者の不安は、シュヴィンテクが指摘する先の四条件にあてはまる。だが、後者の不安は、上述してきた「恥辱」によって見出された不安と考えてよいだろう。ここに、匿名での母子支援の一肯定的にも否定的にも、また歴史的にも一本質的な観点が映し出されている。

クラウスは、このことを踏まえ、「実存的に緊急を要する女性は、相談員、医師らに頼ることができるということ、彼らのいる場所に所属し得るということ、彼らとぶつかり合い相互了解が可能だということなどを知らなければならない」と述べる。支援者は、上の不安の存在を認め、そしてその上で相互了解を目指しつつ、関わっていかなければならない。そして、「もし女性が妊娠ゆえに家庭内での苦境に立たされているなら、その時、その女性には、相談所が無条件で彼女と彼女の子どもの味方となってほしいという要望がある」、と語る。クラウスにおいては、「恥辱ゆえに赤ちゃんポストや匿名での預け入れを容認すること」ではなく、「恥辱を克服し、相談員や医師等とつながること」が目指されており、クラウスは、赤ちゃんポストや匿名出産によって生まれる非合法下の子どもの回避を同時に目指している。

3. 敷居の低い支援の拡充をめざして

では、どのようにして、予期せぬ妊娠に悩み、恥辱ゆえに孤立し、危機的な状況下に立たされる女性たちと「つながり」を築いていけばよいのだろうか。そして、シュヴィンテクのいう「非合法の子ども」を回避するために、

いかなる支援を展開していけばよいのだろうか。ここで、 我が国の現状にも目を向けていきたい。

3-1 敷居の低い支援の拡充

赤ちゃんポスト「こうのとりのゆりかご」設置以後、 我が国においても、緊急下の女性たちの「誰にも知られ たくなかった」や「誰にも相談できなかった」という言 葉が重く受け止められるようになってきた。この言葉の 背景に、「恥辱の再発見」を看取することはできよう – ただし、日本でそれを「再発見」と呼んでよいかどうか は分からないが – 。シスター・モニカは、これを「絶対 的にタブーとなるテーマ」と考え、その克服を目指して 支援活動を続けてきた(蓮田・柏木 2016:181)。ここで 問題となるのは、「誰にも知られたくなかった」という 緊急下の女性に対して、どのような支援が可能なのかと いう支援的な側面と、その「誰にも知られたくない」と いう恥辱を配慮した結果として生まれてくる非合法の子 の処遇をどうするのか、という制度的な側面である。

妊娠の問題は、性にかかわる問題であり、いつの時代においても極めてセンシティブな問題である。予期せぬ妊娠に悩む女性は、ただ妊娠に悩んでいるわけではなく、「恥辱」に苛まれており、また胎児の「責任」を引き受けるかどうかも思い悩んでいる。もちろん、こうした「恥辱」は、シュヴィンテクの言うように、当の妊婦からではなく、その支援者たちによって導入された「幻想」かもしれないが、現事実としてそれを女性の内に認めることはできよう。それゆえに、緊急下の女性の支援において「匿名性」が何よりも重視されるのである。ドイツにおいてもなお、内密出産法が制定され、現実的に実施されている現状にあってなお、支援における(特に「入口」での)「匿名性」の重要性については誰もが認めており、その背景に「恥辱」をめぐる深刻な問題が潜んでいる。

とはいえ、ドイツでは、「ゆえに赤ちゃんポストや匿名出産の合法化を!」という話にはならなかった。むしろ、2012年以降、水面下で議論されたのが、「敷居の低い支援サービス(Niedrigschwellige Angeboten)」の拡充であった。先述した匿名出産法の制定に際しても、「敷居の低い支援を含み入れた段階モデルによる該当女性

(緊急下の女性) のための支援システムを拡充すること」 が目指されていた³。

この「敷居の低い (niedrigschwellig)」というのは、 ①前提条件(Vorbedingung)がない、②迅速(schnell)で、 行政的ではない (unbürokratisch)、という意味を含んで いるも、我が国では、もしかしたらこの「前提条件なしに、 また迅速で非行政的な支援」について考えることが非常 に困難かもしれない。というのも、支援のために必要な 書類、印鑑、住民票、通帳、身分証明書等、日本の支援 には様々な「条件」が課せられており、このことを疑う 人は少ないからである。行政支援の場合、身分証明なし で何かサービスを受けることは極めて困難であるし、ま たその時の役所の人間の「立ち居振る舞い」もまた極め て行政的(bürokratisch)である。この立ち振る舞いや在り 方に関しては、その質は異なるにせよ、専門家も同様で ある。シュヴィンテクが重視する養子縁組制度も、厳密 な証明が保障される一方で、その利用者にとっては手続 きが複雑で、非常に分かりにくいものになっている。緊 急下の女性たちにとって極めて敷居の高い制度になって いる可能性は否定できない。

では、何も持たずに家を飛び出した人に、いかなる支援があるだろうか。身元を明かさずに、また迅速に支援してくれる機関がどれだけあるだろうか。「恥辱」という観点を導入すると、従来の公的な支援では立ち行かなくなるということは上の考察で示した通りである。

3-2 中間支援の拡充

この20年近くに及ぶドイツ・欧州諸国の匿名での母子支援の実践および議論の中で、実際に最も充実してきたのが、緊急下の女性と公的機関・公的支援とを結びつける「中間支援」である、と言ってよいだろう。行政支援に対して、また行政的にならざるを得ない専門機関に対して、完全に利用者(妊婦や母親)の立場に立つ民間支援の拡充とその組織化が図られ、ドイツ国内の公的支援システム全体に大きな影響を与えたことは間違いない。「法人(Verein)」だったシュテルニパルクも今や、完全に独立した「有限会社(GmbH)」となっている。公的資金や補助金に支えられている-縛られている-日本

で、また専ら専門技術の開発やその向上にしか目が向か ない日本では、この非行政的な「中間支援」を具体的に 思い描くことは困難であろう。

具体的な例を示そう。ベルリンの「デボラの家」(旧子どもの家ひまわり)のシスター・モニカは、今なお、この中間支援にこだわる実践者(非エキスパート)である。彼女は、何度も何度も「行政的ではない仕方で」、と主張してきた(蓮田・柏木 2016:180)。彼女が今行っている支援は、「自宅」で行われている。デボラの家のドアは、24時間365日、いつでも開かれている。もちろん匿名性は守られ、そこで必要な支援が提供される。彼女たちが行っているのは、「相談」と「同伴」である。

とりわけ「行政支援」と「専門支援(医療機関)」と相談者の「あいだ」に立ち、必要があれば、一緒に役所や 医療機関に向かう。必要な書類や手続きも代行する。も ちろん、赤ちゃんポストを創設したシュテルニパルクも、 二つ目の赤ちゃんポストを設置したアガペーの家も、こ うした「敷居の低い支援」の提供を続けている。

また、ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省が作成した全国支援サービス情報サイトの開設も、この敷居の低い支援サービスの拡充を目指している。このサイトでは、ドイツ国内の母子支援を行う民間支援団体の情報が網羅されており、利用者はすぐに支援団体の住所や電話番号をウェブ上で知ることができる。



表2. 求められる支援システムのモデル

スイス・バーゼルの「スイスの母子支援(SHMK)」(公益非課税財団)もまた、こうした敷居の低い支援を提供する民間団体である。チェコにも同様の民間支援団体が存在する。民間型・民家型の中間支援は、支援を必要とする人々にとって最も敷居が低く、そして迅速な対応もできるだろう。

支援の全体像としては、表2のように、行政職員、専門家、そして民間の実践者の三者が求められる。「スイ

スの母子支援」代表のドミニク・ミュグラー(Dominik Müggler)は、「児童相談所と医療機関、そして私たちの三者のネットワークが緊急下の女性の支援を支えている」と断言する。

3-3 日本で恥辱は発見されたのか

では、日本では、妊婦の恥辱は発見されたと言ってよいだろうか。熊本の「こうのとりのゆりかご」検証会議

では、ますますゆりかごへの非難の声を強めている。ま た、熊本日日新聞の森本修代も、2017年7月にネット上 で「ゆりかご10年」を問う記事を書き、そこで、ゆり かごを必要とする妊婦の恥辱について触れている5。「米 ヒューストン大のブレネー・ブラウン教授は『恥の感情 は人に打ち明けないと大きくなる』と指摘する。秘密を 抱えたままでは、抑うつや依存症などの原因になると いう」と述べた上で、「匿名で子を預ける人にとっても、 結果的に不利益になる可能性がある」ことを言明してい る。それを踏まえ、森本は、「妊娠した事実を『なかった』 ことにしたい気持ちは、分からなくはない。ただ、『なかっ た』ことにされる子どもはどうなるのか」と問いかけて いる。この「なかったことにされる子ども」に、シュヴィ ンテクの言う「恥辱」を重ねることはできるだろう。「証 明書」を重視するシュヴィンテクは、森本と同様に、匿 名での預け入れによる不利益を、まさに「恥辱の再発見」 というかたちで示唆していた。

とはいえ、妊婦の恥辱の繊細な部分は、決して「不利益」などという言葉では言い表せないものであり、むしろ「不安」や「不信」や「猜疑心」や「絶望」と密接につながっているものでもある。当の緊急下の女性たちも、自分の子を単に「手放したい」と思っているわけでもない。「育てたい。でも、育てられない」と、激しい葛藤下にあるのである。それだけではない。森本は、赤ちゃんポストではなく、「赤ちゃんが生まれる前に周囲の誰かが気づき、相談機関や医療機関につなぐこと」こそが重要だと指摘するが、その相談機関や医療機関の「敷居の高さ」については、何の言表もない。

また現在、日本では、各方面で、「養子縁組」「赤ちゃんあっせん」を積極的に取り組み始めている。社会的養護における「脱施設化」と連動して、「実母・施設ではなく、愛のある家庭で」という理念が広まりつつある。その理念自体に異論はないにしても、当の緊急下の女性の葛藤に寄り添う方向に進んでいるとは言い難い。シュテルニパルクのモイズィッヒ夫妻は、「母親をきちんと支援すれば、母も子も共に救うことができる」と確信し、赤ちゃんポスト設置後に「母子支援施設」を運営している。「母親を代える」のではなく、「母親を変える」という彼ら

の方向性は、まさに「教育学的支援」、ないしは「教育 学的仲介」とも言えるだろう。

だが、日本では、「母子の再統合」というよりはむしろ、「母子の分離」に向かっているように思われる。「母子支援」は、今や「養子縁組」に舵を切ろうとしている。赤ちゃんポストについて研究し続けている阪本恭子も、養子縁組斡旋団体「あんしん母と子」の例を挙げ、「『あんしん母と子』の取組みは、子どもの出自を知る権利を保証し、養子縁組という形で子どもの幸せの実現を試みるものであり、赤ちゃんポストの代替策の一つになりうるのではないだろうか」と述べており、養子縁組にこの問題の解決策を見いだそうとしている(阪本、2016:84)。

以上のことから、日本は、ドイツとは逆に、赤ちゃんポストの創設によって養子縁組制度が再発見され、その再評価へと向かった、と考えてもよいかもしれない。養子縁組の徹底的な議論の末に、赤ちゃんポストや匿名出産の問題が生じたドイツに対して、日本では、「こうのとりのゆりかご」をめぐる論争から、特別養子縁組の拡充が叫ばれるようになり、またその実践も拡大していった、と。とはいえ、2000年以降、問題となっていった緊急下の女性の恥辱は、日本では今なお否定的な事柄として回避させられているように見える。ゆえに、恥辱が発見されたとは言い難い。

実際の養子縁組が広まらず、主に施設養護に依存してきた日本において、特別養子縁組の普及やその拡充は確かに必要不可欠であろう。ただ、それと同時に、女性たちの「できれば私が育てたい」という願いにも耳を傾けるべきであろう。あれかこれかの対立を煽るのではなく、あらゆる選択肢を吟味し、あらゆるニーズを考慮し、より実践しやすい方向に向けて議論することが先決であろう。世界的に見ても、匿名・内密出産と赤ちゃんポストは、養子縁組を念頭に置きながらも、「併用」されているのである。

おわりに

もう一度、先の問いに戻りたい。「日本は、妊婦の恥辱を再発見したのだろうか」、と。残念ながら、私には、 再発見したとは思えない。むしろ「恥辱からの逃避」が 起こっているように思えてならない。この諸問題において、最も苦しみ葛藤し絶望しているのは、当の妊婦たちである。その妊婦に真に寄り添う実践あるいは議論はどれだけ起こってだろうか。現行の支援の敷居の高さを嘆き、また「お役所的」な対応に不満を抱き、「恥辱」ゆえに相談できない女性の苦悩に真摯に向き合おうとする実践者がどれだけいるだろうか。

150年の時を経て恥辱が再発見された今、赤ちゃんポストの是非をめぐる議論だけでなく、いやそれ以前に、予期せぬ妊娠に直面する女性たちへの敷居の低い支援の拡充こそ、われわれの喫緊の課題であると言えるだろう。

引用文献

Biersack, Christiane: *Babyklappen und anonyme Geburten.* Verlag Dr.Müller, 2008.

Busch, Ulrike. Krell, Claudia. Will, Anne-Kathrin (Hrsg.): *Eltern(vorerst) unbekannt.* Beltz Juventa Verlag, 2017.

Kuhn, Sonja: *Babyklappe und anonyme Geburt*. MoroVerlag, 2005.

Swientek, Christine: *Die "abgebende Mutter" im Adoptionsverfahren.* B.Kleine Verlag, 1986.

Swientek, Christine: Was bringt die Pränatale Diagnostik?. Herder, 1998.

Swientek, Christine: *Die Wiederentdeckung der Schande*, Lambertus-Verlag, 2001.

蓮田太二·柏木恭典、名前のない母子をみつめて、北大路書房、 2016

柏木恭典、緊急下の母子への匿名支援、医療と社会Vol.27. No.1 pp.135-148、2017.

森本修代 (2017) 「熊本の「赤ちゃんポスト」10年:設置 効果に疑問、子どもの「出自を知る権利」尊重を」、http:// www.nippon.com/ja/currents/d00341/ (情報取得日:2017年 12月1日)

阪本恭子、赤ちゃんポストの今後のあり方を見直す、生命倫理Vol.25. No.1 pp.78-86、2015.

参考文献

- ¹ 2017年8月及び12月の筆者が行ったインタビューの中で、シュテルニパルクが明らかにした見解である。
- ² 2013年5月16日にドイツ「Die Zeit」紙の週末版「Christ und Welt」に掲載された「内密出産法」に関する記事より引用。以下、同様。
- ³ http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP17/521/52125. html (情報取得日:2017年12月10日)。
- 4 独独辞典Dudenを参照した。
- 5 森本修代「熊本の「赤ちゃんポスト」10年:設置効果に疑問、子どもの「出自を知る権利」尊重を」 https://www.nippon.com/ja/currents/d00341/(情報取得日: 2017年12月1日) 以下、同様。